

青少年ネット規制法案をめぐる論点

佐々木俊尚●フリージャーナリスト

政府や政党が提唱する規制法案に、ネット界から猛反発 包括的定義は実効に疑問、個別最適化された規制が望ましい

出会い系サイトや自殺サイト、学校裏サイトなど、アンダーグラウンドなウェブサイトの横行に対し、ネットを規制すべきではないかという声が政界や政府サイドなどで高まっている。この動きは2007年末から08年にかけて急速に盛り上がり、政府の教育再生会議や総務省、警察庁などがそれぞれ有害コンテンツ対策の検討をスタートさせたほか、自民党内部では政務調査会や青少年特別委員会、総務部会、経済産業部会などでほぼ同時並行的に法案作りの動きが進んだ。また民主党でも高井美穂衆議院議員が中心となって「違法・有害サイト対策プロジェクトチーム」を設置している。

高市案、高井私案に、ネット界から猛反発

これらの動きの中でも最初に最も注目されたのが、高市早苗衆議院議員が中心となった自民党青少年特別委員会の規制法案。これは次のような内容だ。

——内閣府に「青少年健全育成推進委員会」を設置し、この独立行政委員会がネット上のコンテンツの有害度を判断する基準を作成する。この基準に基づいて、ウェブサイトの管理者は、自サイトをフィルタリングサービスの対象にするか、それとも未成年が閲覧できないようにする会員制に移行するなどの措置をとる。

一方、民主党の高井私案は、ウェブサイト管理者に対して違法・有害情報の閲覧防止措置を義務付けている。もし自サイトに違法情報があることを認知した場合は、すぐに削除する。また有害情報に関しては、自サイトをフィルタリングサービスの対象としなければならない。

これに対して、インターネットの世界からは猛反発が起きた。08年4月になって、白田秀彰法政大准教授やITジャーナリストの津田大介氏らを中心とするMIAU（インターネット先進ユーザーの会）がネット規制法案を、情報の検閲であり表現の自由を侵害するものだと批判したのをはじめ、同月22日にはMIAUのほかWIDEプロジェクトや多摩大学情報社会学研究所などが同様の内容の共同声明を発表した。また翌23日にはフィルタリングサービスを提供しているヤフーとネットスター、楽天、マイクロ

フト、ディー・エヌ・エーの5社が共同記者会見を開催してネット規制法案への反対を表明。霞ヶ関・永田町連合と総インターネットの対立構図が鮮明となった。

高井私案とネットスターで異なる「有害情報」定義

対立軸を整理してみよう。最大の問題は、何を有害情報として扱うのかという、その境界線だ。民主党の高井私案では、有害情報を以下のように定義している。

- ①児童に対し、著しく性的感情を刺激する情報
- ②児童に対し、著しく残虐性を助長する情報
- ③児童に対し、著しく自殺又は犯罪を誘発する情報
- ④特定の児童に対するいじめに当たる情報であって当該児童に著しい心理的外傷を与えるおそれがあるもの

この定義は適切だろうか。高井議員に取材した日経ITの藤代裕之氏の記事「民主党法案の『有害コンテンツ』基準とは・民主党高井美穂議員に聞く」（2008年3月21日）によれば、「『有害』の定義は難しい。そこで、私案では対象を児童と区切り『著しく』という言葉を入れることにした」という高井氏のコメントが紹介されている。

では、実際にフィルタリングサービスを提供している側は有害情報をどう捉えているのだろうか。この業界分野の大手ネットスターは、違法・有害情報の分類を以下のように行っている。

- ①違法情報：法律に違反している薬物や殺人、詐欺などの情報
- ②有害情報：法的には問題はないが、公序良俗的に問題のある情報。たとえばポルノや出会い系、ギャンブル、自殺など
- ③その他不適切情報：ネットいじめなど、双方向的利用に伴う不適切な内容。コミュニティサイトなど。

高井私案が、子どもに対する影響のジャンルでネットのコンテンツを分類しているのに対し、ネットスターは情報の有害度によってネットのコンテンツを分類している。①違法情報は明確に有害であると断言できるが、②有害情報は利用の仕方によっては有害にも無害にもなり、境界線は曖昧だ。そして③のその他不適切情報となると、それが

コンテンツ自体に起因する有害性なのか、それともそのコンテンツを利用している側に問題があるのか、にわかには判断できないようなものばかりだ。

たとえば、携帯電話のフィルタリングサービスを使ったら、SNSや掲示板などのコミュニティ系サイトがすべて遮断されてしまい、学校の連絡用に使っている掲示板まで読めなくなった——という苦情が携帯電話会社に多数寄せられているという。このようなケースは、双方向のコミュニティサイトの有害性をどう判断するのかという困難な問題を象徴していると言えるだろう。

ネットスターが「有害の曖昧度」で分類する理由

ネットスターがなぜこのような「有害の曖昧度」に従って分類しているかといえば、そのようなニーズがあるからだ。同社はインターネット上に存在するありとあらゆるウェブサイトやウェブページを機械的に収集し、それらのURLを70を超えるさまざまなジャンルに分類している。たとえば「アダルト・性行為」「アダルト・ヌード画像」「出会い・結婚紹介」「金融・投資商品の購入」「ギャンブル・宝くじ」「コミュニケーション・掲示板」「コミュニケーション・メールマガジン、メーリングリスト」「成人嗜好・飲酒」「成人嗜好・コスプレ」「趣味・音楽」といった分類だ。同社がこれまでに分類を終えたサイトやページは、7000万件に上っているという。

同社はフィルタリングシステムと、この分類されたURLリストを企業や学校に提供している。企業や学校の側は、このURLリストのうちどのジャンルのウェブをフィルタリングするかを自分で決定し、設定することができる。たとえば企業が自社の社員に対して、「わが社はECを運営しているから、社員がほかのECサイトを参考にするためにショッピングサイトを閲覧するのはOKだ。しかし仕事中に株の取引などを行ってもらっては困る」と考えれば、リストからショッピングサイトは除外し、しかし金融商品・サービスのジャンルは選択するといったことが可能になる。

ネットスターは当初、もっとおおざっぱな分類でURLリストを提供していた。だが顧客の中でも、特に企業側からはさまざまな要望が寄せられる。たとえば当初はオンラインストレージサイトと動画共有サイトは同じジャンルにしていたが、「オンラインストレージは仕事で使うが、動画共有は社員に閲覧させたくない」という要望が多数寄せられるようになり、この結果、オンラインストレージと動画共有は別ジャンルとしてリストアップするようになった。

このURLリストは、「これを社員や生徒に見てもらっては困る」という心配事をジャンル分けした、「心配事リスト」になっている。そうしてその心配事は最初はおおざっぱにジャンル分けされていたが、だんだん心配事の内容が細分化されていくのに従って、ジャンルの数も徐々に増えていったのだ。

フィルタリングサービスの限界

結局のところ、有害情報の捉え方というのは、このようにして顧客からのニーズが先行して徐々に定義付けられていったということだ。特にビジネス分野においては、おのおのの企業によって「この情報は業務に不要なので社員に見せたくない」「この情報は仕事に有用だから見せてもいい」という判断が個別に行われ、その個別の判断に応じて有害情報が定義付けられてきた。言い換えれば、有害情報というものは、しょせんは個別最適化の範囲でしか定義付けられないということなのだ。

ここにフィルタリングサービスの限界がある。ところが民主党の高井私案にしろ、自民党案にしろ、ネット規制法案は「児童に有害なもの」「児童に対して著しく性的感情を刺激させるもの」などのような漠然とした定義で有害情報を捉え、それらに対して包括的に網をかけてしまおうとしている。だがこのような包括的な定義では、URLを現実的にジャンル分けすることはできないし、フィルタリングも効果的には行えない。つまりこのようなフィルタリングの枠組みでは、きちんと有害情報を捕捉することはできず、逆に有害ではない情報までも「有害である」として網をかけてしまう危険があり、実効性は期待できない。

ネットスターはそのことを認識しているからこそ、フィルタリング企業でありながらネット規制法案に反対しているのだが、永田町の側はその問題をうまく認識できていない。この乖離が、この問題をややこしくしてしまっていると言えるだろう。

子どもがふとした拍子にポルノや犯罪などの有害コンテンツに接してしまうというようなアクシデントは、昔からごく普通に起きている。ネット規制法案に賛成している大人の中にも、子どもの頃に親に隠れてこっそりとポルノ雑誌を見たという経験のある人は少なくないだろう。問題があるとしたら、そうした「ふとした拍子」が積み重なり、えんえんとポルノコンテンツばかりを見続けて、その世界にはまってしまう子どもが現れてしまうことだ。フィルタリングのような「ゼロか100か」ではなく、きちんと子どもそれぞれに個別最適化された規制が本当は望ましいのである。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp